

避難地域への個人事業主・法人の立地を促進するための課税の特例 「企業立地促進税制」の申請手順のご案内

- ◆ 避難地域等において事業を実施する個人事業主または法人が、所定の「事業実施計画書」を作成し、県の認定を受けることで、所得税または法人税や不動産取得税等の特例を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、福島県ウェブサイトをご覧ください。申請に必要な書類のデータや記載例などを掲載しています。ご不明な点等がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

福島県ウェブサイト「事業再開、企業立地促進に係る税の優遇措置について」

URL:<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokusoho1065.html>



①「避難解除等区域再生推進事業実施計画書」の作成

- 所定の様式に基づき、新たに実施する予定の事業について、
 - ・ 目標や内容、業種名
 - ・ 事業を行おうとする所在地名
 - ・ 設備投資予定額や予定雇用者数などを記載いただきます。

事業実施計画書の作成や添付書類の準備に当たっては、管轄の地方振興局において、事前に御相談に対応します

② 添付書類のご用意

- 主な添付書類
 - ・ 住民票または履歴事項全部証明書・定款
 - ・ 確定申告書または事業報告書・財務諸表
 - ・ 事業実施予定位置図、施設配置図
 - ・ 法令等遵守の誓約書等への署名 など

③「認定申請書」と合わせて①、②の書類を提出

- 事業を行う事業所が所在する区域を管轄する県地方振興局にご提出ください。（メール、郵送どちらでも可。）

計画認定

- 申請から認定まで、審査には概ね1か月程度かかります。
- 認定された計画に基づき、設備投資や雇用を行った場合、課税の特例が受けられます。

【お問い合わせ先】

ご不明な点がありましたら以下の各連絡先までお問い合わせください。

- ◆ 制度全般・総合調整、事業実施計画の認定に関すること
福島県 企画調整部 企画調整課 (024-521-7129)
各地方振興局 企画商工部 (以下の各地方振興局お問い合わせ先一覧を参照)
- ◆ 地方税の課税免除に関すること
福島県 総務部 税務課 (024-521-7068)
各地方振興局 県税部 (以下の各地方振興局お問い合わせ先一覧を参照)
- ◆ 国税(所得税・法人税の特別償却・税額控除)に関すること
国税庁 仙台国税局 各税務署へお問い合わせください。

《各県地方振興局のお問い合わせ先一覧》

県北地方振興局	福島市杉妻町 2-16	企画：024-521-2658	県税：024-521-2692
相双地方振興局	南相馬市原町区錦町 1-30	企画：0244-26-1142	県税：0244-26-1126

避難地域への個人事業主・法人の立地を促進するための課税の特例 「企業立地促進税制」のQ & A

Q1

対象地域である「避難解除区域」とは、どこですか？

A： 避難指示の対象となった「居住制限区域」、「避難指示解除準備区域」、「帰還困難区域」のうち、その指示が解除されてから7年以内の区域です。また、避難指示が解除されていない「帰還困難区域」でも、「認定特定復興再生拠点区域」は対象です。

Q2

赤字の事業者にもメリットはありますか？

A： 税目（不動産取得税、固定資産税）によっては、特例を受けられる場合があります。

Q3

事業用設備には、どのようなものが該当しますか？

A： 減価償却資産のうち、建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置に該当するものが対象です。家具や電気機器などの器具及び備品や車両運搬具に該当するものなどは対象外です。

Q4

補助金の交付を受けて事業用設備を取得した場合、課税の特例は適用されますか？

A： 適用されます。ただし、取得価額は法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は圧縮記帳後の金額となり、「積立金方式」を用いた場合は補助金額等を差し引いた価額となります。

Q5

中古物件を取得した場合、課税の特例は適用されますか？

A： 適用されません。取得した資産が事業の用に供されたことのないものが対象です。

Q6

避難対象者を雇用する場合の特例を受けたいと考えています。対象者はどのような方ですか？

A： 次のいずれかに該当する方です。

- ① 平成23年3月11日に、避難対象区域内の事業所に雇用されていた方
- ② 平成23年3月11日に、避難対象区域内に居住していた方

Q7

平成23年3月11日の時点で、避難指示の対象となった区域内に事業所があり、同区域内で事業を再開する予定です。その場合も事業計画書の認定を受ける必要はありますか？

A： 避難指示解除後7年を経過しない区域、または、「認定特定復興再生拠点区域」内で、事業を再開する個人事業者・法人は、平成23年3月11日時点で避難指示の対象となった区域内に事業所があったことを県が確認することで課税の特例を受けることができます。
詳しくは、お近くの県地方振興局県税部までお問い合わせください。